

**国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う  
関係総務省令の整備等に関する省令について**

平成26年 5 月  
総務省人事・恩給局

**1. 改正の理由**

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号。以下「改正法」という。）及び関係政令の施行に伴い、関係する総務省令（以下「省令」という。）について所要の改正を行うもの。

（対象省令は19本…別紙参照）

**2. 改正の概要**

(1) 内閣人事局の設置に伴う改正

従前総務省が所管していた人事行政に関する事務及び機構定員に関する事務は内閣官房内閣人事局（以下「内閣人事局」という。）に移管し、その主任の大臣も、総務大臣から内閣官房の主任の大臣である内閣総理大臣に変更するため、省令中「総務大臣」とあるもののうち、移管の対象となる事務を担当する大臣として規定されているものについては、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(2) 「内閣官房令」の新設に伴う改正

改正法では、内閣法（昭和22年法律第5号）に内閣総理大臣は内閣官房令を発令することができる旨を新たに規定している。これは、総務省からの機能移管に伴い、これらの事務に係る総務省令に相当する形式の法規命令（内閣官房令）の根拠を定める必要があるためである。

このため、省令中「総務省令」とあるもののうち、移管の対象となる事務を担当する大臣の立場において発する命令として規定されているものについては、「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

(3) 総務省人事・恩給局の廃止に伴う改正

改正法では、内閣人事局の設置に伴い、従前総務省が所管していた人事行政に関する事務は内閣人事局に移管されることに伴い、総務省の「人事・恩給局」は廃止される。

このため、省令中「人事・恩給局長」、「恩給法第十二条に規定する局長」とあるもののうち、恩給行政を担当する局長として規定されているものについては、「総務大臣」に改める。

(4) 総務省組織規則の一部改正

平成26年度機構・定員の査定結果及び総務省における自主的な組織・定員管理の実施に関する訓令（平成14年総務省訓令第67号）に基づく審査結果等を踏まえた所要の改正を行う。

(5) 総務省定員規則の一部改正

平成26年度機構・定員の査定結果に基づき、総務省の本省の定員について、所要の改正を行う。

(6) その他所要の規定の整備

**3. 施行期日等**

改正法の施行日（5月30日）

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う  
関係総務省令の整備等に関する省令 対象省令

- 官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正11年閣令第6号）
- 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）
- 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和31年総理府令第93号）
- 旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令（昭和32年大蔵省令第42号）
- 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）
- 寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和46年総理府令第33号）
- 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年総理府令第40号）
- 失業者の退職手当支給規則（昭和50年総理府令第14号）
- 恩給年額を職権により改定する場合の手続等に関する省令（昭和54年総理府令第42号）
- 総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）
- 総務省定員規則（平成13年総務省令第4号）
- 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成17年総務省令第25号）
- 特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成17年総務省令第53号）
- 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成21年総務省令第27号）
- 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年総務省令第29号）
- 国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（平成25年総務省令第57号）
- 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令（平成25年総務省令第58号）
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第59号）